

たかまつスポーツ栄誉賞要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツの分野において顕著な功績を収めた本市にゆかりのある個人又は団体を表彰してその栄誉をたたえ、広く周知することにより、意識の高揚を図るとともに、市民のスポーツへの関心を高め、本市におけるスポーツの振興を図ることを目的とする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する者若しくは本市の出身である者又は本市を活動の拠点としている団体であって、次の各号に掲げる国際競技大会の区分に応じ、当該各号に定める成績等の基準を満たす者とする。ただし、高松市表彰条例（昭和36年高松市条例第10号）に基づく表彰又は高松市市民栄誉賞要綱（平成12年7月1日施行）に基づく市民栄誉賞を受けている又は受けることとなることが明らかかな者は、この限りでない。

(1) オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会 出場

(2) 世界選手権大会 第8位以内

(3) アジア競技大会 第3位以内

(4) アジア選手権大会 第3位以内

2 市長は、前項に規定する対象者の把握に努めなければならない。

3 第1項各号に掲げる国際競技大会には障がい者大会を含み、ユース大会、ジュニア大会その他のこれらの大会に準ずる大会を除くものとする。また、成績の対象となる競技は、オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会における実施競技とする。

(表彰者の選定及び表彰の実施方法)

第3条 市長は、前条の規定により選定をした対象者に対し、たかまつスポーツ栄誉賞を贈呈し、これを表彰する。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 表彰は、市長が表彰状及び記念品を贈り、これを行う。

3 表彰は、第2条第1項各号に掲げる国際競技大会の成績等を踏まえ、随時

行うものとする。

(表彰の制限)

第4条 表彰は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間における同一競技の成績等に基づき、一の個人又は団体それぞれについて、当該期間につき1回を限度とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(表彰の事務)

第5条 表彰に関する事務は、創造都市推進局文化・観光・スポーツ部スポーツ振興課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。